公　告　第 112 号
令和 8 年 11 月 17 日

契約担当官
航空自衛隊航空中央業務隊
会計科長　和田　美智子

# 公　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

記

1　入札に付する事項

| | |
|---|---|
| (1) 品名（件名） | 航空自衛隊ポケットティッシュ　外 |
| (2) 納地 | 航空自衛隊市ヶ谷基地 |
| (3) 納期 | 令和9年3月19日 |
| 2　入札方式 | 一般競争入札 |
| 3　入札日時 | 令和8年12月4日（金）13時30分 ～<br>※郵便等による入札の場合は、入札日の前々日（土、日及び祝祭日を含まない）までに到着したものは可とする。 |
| 4　入札場所 | 航空自衛隊航空中央業務隊 教育訓練室（Ｅ１棟４階） |
| 5　入札説明会 | なし |
| 6　参加資格 | (1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。<br>(2)　令和07・08・09年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。<br>(3)　防衛省 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(4)　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。<br>(5)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 7　入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 8　保証金 | (1) 入札保証金　予決令第77条第1項第2号により免除<br>(2) 契約保証金　予決令第100条の3第3号により免除 |
| 9　落札決定の方法 | 総額決定 |
| 10　契約方法 | 確定契約 |
| 11　入札の無効 | ６の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 |
| 12　適用する契約条項 | 航空自衛隊標準契約（請書）条項　製作物供給契約（請書）条項及び適用契約条項の関係条項による。 |
| 13　契約書等の作成 | 有 |
| 14　契約条項を示す場所 | 航空自衛隊航空中央業務隊会計科（Ｅ１棟４階）及び基地ホームページ |
| 15　その他 | (1)　入札に代理人が参加する場合は、委任状を持参すること。<br>(2)　入札参加希望者は、事前にその旨を (6)まで通知するとともに、資格審査結果通知書の写しを提出すること。（メール又はＦＡＸ可）<br>(3)　入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の１００分の５に相当する金額を徴収する。<br>(4)　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。<br>(5)　郵便等による入札の場合は、事前に (6)まで通知する。なお、抽選の場合は、予決令第83条第2項により、入札事務に関係のない職員が引くものとする。<br>(6) 問い合わせ先<br>〒162-8804　東京都新宿区市谷本村町５番１号<br>航空自衛隊航空中央業務隊 会計科契約１班（担当：佐藤）<br>電話番号：（代表）03-3268-3111（内線：67114）（ＦＡＸ)03-5227-2222<br>メールアドレス：SATOulk@inet.aci.mod.go.jp |